

会 議 録	
会 議 名	令和 8 年度 第 1 回瀬戸内中讃定住自立圏共生ビジョン懇談会
開催日時	令和 8 年 8 月 21 日（金）10：00～11：15
開催場所	丸亀市役所 4 階特別会議室
出席者	（出席委員） 井上雅義（会長）、高濱和則（副会長）、村井花子、間島いずみ、角野幸治、笹克義、馬場久美子、藤田雅人、曾根浩二、松園和夫、木村奈美、野間美津子、高橋力斗 （欠席委員） 武林正樹 （敬称略）
議 題	・ 令和 7 年度事業実施状況及び令和 8 年度事業実施予定について ・ 第 4 次定住自立圏共生ビジョンについて
傍聴者	0 人
事務局	（中心市） 丸亀市市長公室長 谷本智子 丸亀市政策課 課長 真鍋裕章、副課長 藤井慶子、主任 山口孝輔 （関係市町） 善通寺市政策課 課長 津島省吾、課長補佐 川崎宣和 多度津町政策観光課 係長 合田顕宏 まんのう町企画政策課 課長補佐 黒川栄二
発言者	議事の概要及び発言の要旨
真鍋課長	ただ今から令和 8 年度第 1 回瀬戸内中讃定住自立圏共生ビジョン懇談会を開会いたします。 （谷本市長公室長より委嘱状交付） （谷本市長公室長より挨拶） ＜委員自己紹介＞ ＜圏域構成市町職員紹介＞ ＜事務局職員紹介＞
真鍋課長	会長の選任についてですが、定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱の第 5 条において、委員の互選により定めると規定されていますが、いかがいたしましょうか。 事務局といたしましては、四国学院大学現代教養学部にも所属されております井上委員にお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。 （委員より異議なし、会長は井上委員に決定、井上会長挨拶）

	続きまして、副会長の選任ですが、要綱の第5条に会長が指名すると規定されていますので、井上会長よりご指名をお願いします。
井上会長	私のほうで高濱委員に副会長就任の了承を頂いており、高濱委員を副会長に指名いたします。 (委員より異議なし、副会長は高濱委員に決定、高濱副会長挨拶)
真鍋課長	ここからの議事進行につきましては、要綱第6条の規定によりまして、井上会長にお願いします。
井上会長	それでは、私の方で会議を進めさせていただきます。 なお、本日委員総数14名中、13名の出席をいただいておりますので、定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱第6条第2項の規定に基づき、会議は有効に成立しておりますことをご報告させていただきます。 本日の議事は、 (1)「令和7年度事業実施状況及び令和8年度事業実施予定について」、(2)「第4次定住自立圏共生ビジョンについて」です。事務局より説明をお願いします。
山口	(令和7年度事業実施状況及び令和8年度事業実施予定について説明)
井上会長	ただいまの説明に関してご意見、ご質問等ありましたらお願いします。 ご意見ご質問等ないようですので、次に移らせていただきます。第4次定住自立圏共生ビジョンについて、事務局より説明をお願いいたします。
藤井	(第4次定住自立圏共生ビジョンについて説明)
井上会長	ただいまの説明に関してご意見、ご質問等ありましたらお願いします。 委員の皆さん、特にご意見ご質問ないでしょうか特にご意見ないようですので、この議事については、以上とさせていただきます。 その他事務局より何かありますか。
山口	(次回のビジョン懇談会予定等について説明)
井上会長	その他委員の方でなにかございますか。
角野委員	ふるさと融資について、各市町の事業費がゼロということであるが、事業、事案が発生したら予算化するということですか。

藤井副課長	ふるさと融資については、地域振興に資する取組について、自治体が融資するものであります。この事業は国のふるさと財団にも相談しながら実施しますので、今のところ予定、相談がないということです。
角野委員	そういうことですね。例えば消防に関して、丸亀、善通寺、多度津の話であるから琴平町、まんのう町の予算ゼロで構わないと思いますが、行政は予算化できなければ事業を進められないのかと思っていました。様々な事業でゼロゼロというのがたくさん見受けられたので気になりました。
藤井副課長	取組については、これまで広域行政推進事業補助金を活用して進めてきたが市町間での情報共有に留まっていることもあります。また丸亀市が予算化し、他の自治体はその事業の負担金を丸亀市に支払うような取組もあります。ただゼロとなっているということは、事業費がかからない取組になっているということになります。
角野委員	予算化して、予算を残しても構わないのですか。予算はつけたが、結果ゼロでしたということでも構わないですか。
真鍋課長	これまでご指摘いただいている予算ゼロというのは、広域連携の取組が停滞しているということ示していると認識しております。委員のおっしゃるとおり、予算化し、結果使えなかったということも構わないですが、そもそも予算化する際に具体的な事業を思案しないと予算化にはならないです。今はその具体的な事業化ができていないというのが現状です。 また藤井副課長の説明の補足ですが、中讃広域行政事務組合で広域行政推進事業補助金が２年前までありました。その基金がなくなったことにより柔軟に年度途中で予算化し実施するということが難しくなっております。 しかし予算化しなければ取り組むことができないので、補助金がなくなったことも踏まえて、事業、取り組みを考えていかなければならない、課題として捉えております。
角野委員	行政としては事業内容と予算が合わなければ、推し進めることができないとは思いますが、予算ゼロということではなく、千円でも一万円でもいいので予算化し、事業をなんとか進めていただければと思います。
藤田委員	38P の人権に関する取組について、令和８年度は補助金が終了したことに伴い、各市町と情報共有を図るとあるが、この補助金が先ほど説明していただいた補助金ですか。
真鍋課長	はい、そうです。
藤田委員	それでは、補助金がなくなれば行政単独で人権に関する取組は、なくなるというこ

	とでしょうか。
藤井副課長	令和 8 年度において、広域連携の取組として事業は予定しておりませんが、各自治体それぞれでは、引き続き人権や男女共同参画には取り組んでまいります。
藤田委員	であれば、例えばなにかイベントを企画するのであれば琴平町単独で実施していくということになるということですか。
藤井副課長	そうですね。参加者の範囲を 2 市 3 町に広げるなど、そういった点で連携はできると思います。
藤田委員	続いて 33P の中讃広域行政事務組合の情報処理業務について、令和 7 年度は 17 億 9 千万の事業費が令和 8 年度には 6 億 7 千万に下がっているが、どうしてこのような費用になったのでしょうか。
山口	令和 7 年度におきましては、システムの標準化による改修がありました。それが令和 8 年度にはありませんので、そのような事業費になっております。
藤田委員	34P の租税の滞納整理業務は、全体の事業費が令和 7 年度に比べて 1 億ほど下がっている。一方で琴平町は逆に増えているが、これはなぜでしょうか。
真鍋課長	この事業は現年度分に関しては、各市町において徴収しておりますが、滞納年数が一定期間超えた債権を中讃広域行政事務組合に移管し徴収してもらうという取組になります。琴平町が移管する滞納額が増えたため、全体としては下がっているが琴平町は増えたということになります。
木村委員	この懇談会は、例えば善通寺市の電子投票や多度津町のひきこもりネットワーク会議などがあるが、そういった他市町の良い事業を反映させていくというものでしょうか。 また、2040 年問題があり労働者不足やインフラの老朽化などがありますが、そういった大きな問題もこのビジョンの中に取り入れるのでしょうか。
真鍋課長	今年は、第 3 次定住自立圏ビジョンから第 4 次定住自立圏ビジョンへと改訂しますので、それについて意見をいただくという会です。改訂するにあたって、当然行政側も事業を考えますが、あらゆる視点から考えていきたいと思っております。 先ほどの多度津町のひきこもりネットワークについて、2 市 3 町に広げるなどの意見も頂戴しながら、次のビジョンを策定できればと思っております。 また 2040 年問題といった具体的な取組ではなく、大きな社会的問題についても 2 市 3 町で取り組むべきという意見であれば、次のビジョンへ反映させることもできると思います。

野間委員	第3次定住自立圏ビジョンは令和4年4月からですが、第4次定住自立圏ビジョンは、いつになるのですか。
真鍋課長	令和9年度4月からになります。
野間委員	それでは今年度中に意見を出して、それを反映させるということですね。その第4次定住自立圏ビジョンは計画とかそういう大きなもので、具体的な取組を実施しようするのであれば、実施の前年度に進めていかなければならないということですか。
真鍋課長	第4次定住自立圏ビジョンは令和9年度4月からの計画ですので、具体的な取組も来年度の4月から実施するというのであれば、そのようになります。ですので、来年度の予算編成の際に予算化しないと着手はできないということになります。
野間委員	予算の財源はどこになるのですか。国や県などの補助金になりますか。
真鍋課長	基本的には2市3町の予算となり、事業によっては国や県の補助金に該当するのであれば、それが財源となります。該当しないのであれば、各市町の自主財源となります。
野間委員	事業ありきで考え、その実施に必要な予算を積み上げていくということですね。まずは国の補助金や交付金などの活用を検討し、それで不足する場合に市町村の財源を充てるという理解でよろしいでしょうか。 また、市町村の財源が限られているために必要なプロジェクトを断念するというよりも、本当に必要な事業であれば国に対して支援を求めることができるということですね。 その場合、国へ働きかける際には省庁との関係やさまざまな調整があると思いますが、どのような仕組みや関係性の中で進めているのでしょうか。
真鍋課長	国の補助金については、国からあらかじめ支援メニューが示されており、その事業内容や要件に合致した場合に活用できますが、合致しない場合は補助を受けることができません。 そのため、最初のお話にあった「お金がないからできない」という状況は十分にあり得ると思います。この資料でも、予算が確保できず実施に至っていないものが「ゼロ」として示されているケースがあると理解しています。 まずは市町として、こうした取組を進めるための予算をしっかりと確保していくことが重要です。その上で、予算確保の手法の一つとして、国の補助金や交付金など、自前の財源以外の資金を活用しながら、必要な事業やプロジェクトを立ち上げていく流れになるのではないかと思います。

野間委員	私たちのような団体や企業でも、まずは自分たちで構想を検討し、実現可能性があると判断した段階で事業化に向けて動き始めると思います。しかし、そのプロジェクトが最終的に実現するかどうかは当初の段階では分かりません。 そのため、ある程度までは事業主体側で検討を進めるとしても、どのタイミングで市町村に参画してもらうのか、あるいは市町村として正式に関与する判断がなされるのか、そのタイムラインや進め方を知りたいと思います。 また、市町村の理解や合意を得ないまま進めると、「勝手に進められては困る」という話にもなりかねないと思いますので、事業主体と自治体との関係性や役割分担についても教えていただきたいです。
真鍋課長	民間主導で実施する事業についてでしょうか。
野間委員	例えば、私が所属している全国空き家アドバイザー協議会では、さまざまな勉強会を通じて、新たな取組や活用可能な制度、コンソーシアムの組成による事業展開などについて情報収集や研究を行っています。 その中で、「こういったプロジェクトができるのではないか」という構想が出てきた場合、いずれは町や市に対して事業提案を行う必要があると思います。しかし、どのタイミングで自治体へ相談や提案を持ち込むのが適切なのかが分かりません。 また、事業を進めるにあたっては、自治体にも協力や支援をお願いしたいところですが、あまりにも遅い段階で相談した場合には、「今さら持ち込まれても対応できない」ということにもなりかねないと思います。 そのため、私たちのような民間団体が自治体と連携して事業を進める場合、どの段階で自治体と情報共有を始め、どのような流れで協力関係を構築していけばよいのか、何か手引きや一般的な進め方があれば教えていただきたいです。
真鍋課長	空き家アドバイザー協議会の取組で、丸亀市の事例を挙げると、事業者は比較的早い段階から市役所に相談に来られています。まだアイデアや構想の段階といえるような時期から情報共有をさせていただいているため、市としても事前に準備ができます。 また、相談内容によっては、国の補助制度なども確認した上で、「活用できる補助金が見当たらない」「市の財源としても対応が難しい」といったことを早めにお伝えすることができます。 そのため、早い段階から相談いただくことで、必要に応じて事業内容の軌道修正を行いながら、実現可能な形に調整していくことができ、現在もそのような形で取組を進めています。
井上会長	ほかにご意見ありますでしょうか。 ほかにご意見等もないようですので、議事としては以上とさせていただきます、本日の会議を終了いたします。お疲れ様でした。 (会議終了)